

議案第36号

南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

南風原町後期高齢者医療に関する条例（平成20年南風原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（南風原町において行う事務） 第2条 南風原町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>（9）</u> （略）	（南風原町において行う事務） 第2条 南風原町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8）</u> （略）

